

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和8年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 を 「7：加算Ⅰイ」 「8：加算Ⅱイ」 に変更し 「S：加算Ⅰロ」 「T：加算Ⅱロ」 を追加	「S：加算Ⅰロ」「T：加算Ⅱロ」 に該当する場合は、新たな加算の 届出が必要となる。 既存届出内容が「7：加算Ⅰ」で、 新たな届出がない場合は「7：加算 Ⅰイ」とみなし、既存届出内容が 「8：加算Ⅱ」で、新たな届出がない 場合は「8：加算Ⅱイ」とみなす。 （注）基本的に届け出を行うよう 指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
2	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等 処遇改善加算Ⅰの届出状況」 を 「併設本体施設における介護職員等 処遇改善加算Ⅰイ又はロの届出状況」 に名称変更	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 43：居宅介護支援 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 46：介護予防支援	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等処遇改善加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。